

告 示

埼玉県告示第九百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
メグ歯科クリニック	川口市西青木五―三―三四―一 F	平成二十八年五月三十 一日
上村内科小児科	富士見市東みずほ台一―五―一 みずほ台ハイム二F	平成二十八年七月二十 一日
さくら薬局 久喜栗原 店	久喜市栗原二―一四―二	平成二十八年六月二十 四日
アステル薬局 大麻生 店	熊谷市大麻生八六三―二	平成二十八年五月三十 一日
ブレイブ薬局 川口店	川口市川口四―二―四一 ノヤハイツ錦町一〇三	平成二十八年六月三十 日
北朝霞整形外科	朝霞市北原一―四―四	平成二十八年五月三十 一日
医療法人社団 真昭会 埼玉クリニック	川口市東本郷合ノ谷九六五	平成二十八年三月三十 一日
ローズデンタルクリニ ック	川口市金山町一―一―一〇五 サウスゲートタワー川口	平成二十八年五月三十 一日
アロン薬局 北谷店	草加市北谷一―二二―一	平成二十八年五月三十 一日
医療法人 寿会 吉沢 病院	本庄市寿二―一―五	平成二十八年四月三十 日
江河歯科医院	狭山市入間川三―四―八	平成二十八年七月二十 日

豊岡第一病院	入間市黒須一三六九―三	平成二十八年五月三十一日
所沢中央病院	所沢市北秋津七五三―二	平成二十八年五月三十一日
富士薬局	三郷市彦成三―七―五―一〇三	平成二十八年二月二十九日
ムサシノ薬局	深谷市武蔵野一七―七―二	平成二十八年七月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
岡崎 紀貴		そらいろ整骨院	入間郡三芳町藤久保三―一―九	平成二十八年七月五日
荒明 清栄		株式会社 オアシス在宅草加市瀬崎二―三 マッサージ・ピース	六―三―二	平成二十八年六月三十日